

經濟論叢

第166巻 第4号

哀 辞

故田中真晴名誉教授遺影および略歴

カール・クニースの経済学講義……………八 木 紀一郎 1

ごみ処理広域化に関する政策史分析(1)……………八 木 信 一 27

1949年ドイツ・マルク切り下げ問題をめぐる

米仏関係……………河 崎 信 樹 43

ヴェルテンベルクにおける編物産業内の

社会的分業の展開(2)……………森 良 次 59

日中戦争期におけるアメリカの対華支援(1)……………大 石 恵 73

追 憶 文

田中真晴先生の業績を偲ぶ……………松 嶋 敦 茂 86
梅 澤 直 樹

弔辞……………田 中 秀 夫 91

平成12年10月

京都大學經濟學會

ごみ処理広域化に関する政策史分析（1）

——広域化計画を題材にして——

八 木 信 一

は じ め に

日本におけるダイオキシン類の発生源のなかで，とくに近年において，廃棄物の焼却過程は最も大きな割合を占めている。このような現状に危機感を抱いた厚生省は，一般廃棄物（以下，ごみ）の焼却過程で発生するダイオキシン類の抑制技術を導入できる受け皿づくりとして，各都道府県にたいしてごみ処理広域化計画（以下，広域化計画）を策定するよう通達した。そして今後10年以上の時間をかけて，計画のなかで区分けされた各ブロックごとに処理施設を整備していく予定となっている。

だが，この広域化計画やそれに関連する政策においては，高度技術によるダイオキシン類の制御が中心となっており，それらの技術が導入されることによる処理システムへの影響，なかでも行財政システムの変化は注目すべきであるが，これについての評価が不足している。とくに規模の違いはあるが，これまでごみ処理の広域化は一部事務組合でおこなわれてきており，この組合による広域処理の成果や課題が一連のダイオキシン対策のなかであまり検討されていない。

そこで本論文では，これまでの組合による広域処理との比較を廃棄物行財政システムにかんする政策史の側面からおこなうことによって，広域化計画の特徴やこれまでの廃棄物政策の方向性と広域処理との関係を検討する。そしてこれらの検討内容をふまえながら，広域化計画やそれに関連する政策が抱える問

題点を指摘し、最後に広域処理政策全体をめぐる今後の課題を示す。

I ごみ処理広域化の政策史分析 これまでの広域処理と広域化計画――

1 ごみ処理広域化の背景

ダイオキシン対策としてごみ処理が注目された理由は、近年におけるダイオキシン類の発生源のうち、ごみの焼却過程の占める割合が大きいためである。このような状況をうけて、1997年1月に厚生省によって、日本におけるダイオキシン対策の基本的指針である「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン（以下、新ガイドライン）」が制定された。この新ガイドラインは、1990年12月に制定された旧ガイドラインにその成果や国内外におけるダイオキシン関連の科学研究、および制御技術の成果を採り入れて改訂したものである。この新ガイドラインがもつ特徴のなかで、以下ではごみ処理の広域化と関連する緊急対策と恒久対策について言及する¹⁾。

これらの2つの対策のうち緊急対策とは、ダイオキシンが及ぼす人体への健康影響評価をもとに設定された基準濃度を実現するための対策である。具体的には、ガイドライン施行後1年以内（1998年11月30日まで）に、ごみ焼却施設からの排出濃度を80 ngTEQ/Nm³以下にするために燃焼管理や施設改造を行い、さらに対策が困難な施設については休止や、場合によっては廃止することをその内容としている。

一方の恒久対策とは、ダイオキシン類の環境中での挙動がまだ十分に解明されておらず、それらの強い毒性が及ぼす人体への健康影響を考えれば、できるかぎりその総量を削減することが望ましいという見解から、実施可能な最善の技術をもとに設定された基準濃度を実現するために行われる対策である。新ガイドラインでは、ガイドライン施行後5年以内（2002年11月30日まで）に、ごみ焼却施設からの排出濃度を新設と既設ごとに炉の形式の違いに応じて、0.1

1) 技術対策の内容を中心とした新ガイドラインの特徴については、平岡 [1997] や酒井 [1998] を参照。

～5.0 ngTEQ/Nm³の基準濃度以下にする内容を提示している。

この恒久対策として定められた基準濃度を実現するためには、技術的内容として高温でかつ24時間の連続運転をおこなう全連続炉の施設が必要とされている。これらの理由としては、高温での燃焼にかんしては燃焼温度が800℃以上になるとそれ以下にくらべて発生濃度が低下することに、また連続運転については、急激な温度変化によって不完全燃焼が生じる立ち上げ時と立ち下げ時が、ダイオキシンの発生量のうち全体の約半分を占めていることにそれぞれ求められている。そして新ガイドラインでは、これらの内容を満たすためには最低でも100t以上の大規模な焼却炉が必要であるとしている。

だが、日本におけるこれまでのごみ処理システムは、多数の中小規模の炉を用いた焼却処理によって支えられてきたのが実態であり、恒久対策としての技術的内容から求められる処理システムと現行のそれとのあいだに乖離が存在している。そこで、これまでごみ処理を担っていた各自治体およびこれらの自治体によって構成されている一部事務組合で稼働している中小規模の焼却炉を整理統合させ、全連続炉の運転が可能なレベルまでごみ処理の範囲を広域化する方向へと処理システムを見直すことが必要とされたのであり、それを具体化したものが広域化計画なのである²⁾。

ところで広域化計画にたいしては、古市・瀬尾・金井[1998]などでは、これまでのごみ処理政策の経験則である自区内処理原則について再考が必要となるような、ごみ処理システムに大きな影響を与えるものであるとする意見もみられる。だが筆者は、今回の計画をこのように位置付けることはあまり適切ではないと考える。なぜならそこでは、一部事務組合によるごみの広域処理がこ

2) すでに新ガイドラインのなかで、ダイオキシンの削減対策として広域化計画を策定することが述べられていたが、都道府県による実際の広域化計画の策定は、1997年5月28日付で通達が出された「ごみ処理の広域化計画について」にもとづいて行われた。この通達のなかでは広域化計画で取り組むべき配慮事項として、「ダイオキシン削減対策」、「焼却残渣の高度処理対策」、「マテリアルリサイクルの推進」、「サーマルリサイクルの推進」、「最終処分場の確保対策」、「公共事業のコスト縮減」といった6つの項目を挙げている。最後の項目については新ガイドラインでは触れられていないが、財政構造改革の一環として、新ガイドライン以降に通達された「廃棄物処理施設整備事業費用縮減行動計画」で提示された内容を反映したものである。

れまでの日本における広域行政において、その中心的役割を果たしてきたことを見落としており、さらに組合による広域処理が、都市問題としてのごみ問題対策として自区内処理原則が打ち出された時期とほぼ並行して進展したことも見過ごしているからである。

このように既存の広域処理システムにたいする評価が不十分でありながら、計画では組合によるものと比べて、更に大きな範囲で広域処理を展開する内容になっている。そこで本節では、組合でおこなわれてきた広域処理との類似点から、これまでの廃棄物政策とごみ処理の広域化との関係を検討し、またこれらの相違点から広域化計画の特徴について述べることにする。

2 広域処理の政策史分析——これまでの広域処理との類似点から——

ここでは、組合による広域処理と今回の広域化計画との類似点を探ることにより、これまでの廃棄物政策の方向性との関係から、共通して見られるその政策史的特徴について言及する³⁾。

第1の類似点は、廃棄物処理の技術内容をめぐる動きを受けて行財政システムが変化するなかで、広域処理が進められたということである。とくに日本においては、1970年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)から、それ以前にも増して焼却処理とそれらの焼却物の埋立処分を重視し、またこれらを政策内容の中心に据えてきたことに大きな特徴をもつ。

ごみの広域処理を行う組合数は、1960年代後半から70年代前半にかけて地方圏を中心に急速な進展を見せた。このような動きの背景には、郊外人口の増加や農村地域における生活様式の都市化によって、小都市や町村においてもごみの排出量が急増し、それらに対処するための共同消費手段として廃棄物施設への行政需要が高まったこと、さらに上記した廃棄物処理法の制定によって、そ

3) 以下で述べる一部事務組合による広域処理にかんする全体的な現状把握については、八木[1999-2000]を参照。

れまで自家処理や民間委託に処理を任せていた自治体の多くが、自ら処理施設を建設し運営するようになったことが挙げられる。

そしてとくに重要なことは、このように行政需要が高かったにもかかわらず、生活基盤投資である廃棄物処理施設にたいしては、道路や港湾などの生産基盤投資にくらべて積極的な財政措置が採られなかったことである⁴⁾。このような状況において、廃棄物処理法で処理責任を担っている自治体のなかでは単独処理を行うにも財政負担に耐えられず、また迷惑施設とされてきた廃棄物処理施設の立地選定を各自自治体が行うといった別の負担要因も加わって、これらの自治体間で半自発的に組合による広域処理が実施されてきたのである⁵⁾。

その一方で、広域化計画で区分けされた処理ブロックの規模を規定している、ダイオキシン類の制御技術にかんする内容をみると、燃焼過程での発生抑制と処分場に搬入して埋め立てる焼却残渣からの漏出防止の観点から、炉の高温連続運転化や焼却残渣の溶融固化を推奨している。そして、計画における広域処理の範囲は、これらの焼却および埋立にかんする技術導入の可能性と規模の経済を例とする経済性の観点から設定されているのである。よって、焼却処理と埋立処分にかんする技術内容の変化のなかでごみ処理の広域化が計られている点において、これまでの広域処理と今回の広域化計画のあいだに類似点の1つを見い出すことができる。

第2の類似点は、基本的にはごみの焼却量が増大する方向で広域化が計られていることである。組合による広域処理は、経済成長や人口をはじめとする社会構造の変化をうけて、増大する廃棄物を焼却処理によって対応するなかで形

4) このような社会資本整備のアンバランスと高度成長を支えた経済体制との関係については、宮本 [1976] を参照。

5) 広域処理によって自治体ごとに施設の立地選定を行う必要はなくなるが、今度はその責任主体が組合に移ることになる。一部事務組合の事業内容を定める議会議員は住民による直接選挙で選出されていないために、住民が議員をつうじて立地政策にかんして意見を反映させることは困難となり、このことから立地選定が行いやすくなるという側面も考えられる。しかし、組合による施設の立地状況を見ると、人口の多い自治体などに施設を集中させているところがある一方で、負担を分けあうということから各自自治体に施設を分散させている組合もあり、以上のような立地政策からみた広域処理にかんしては、組合ごとに意向の違いがあることに注意する必要がある。

第1表 広域化計画における焼却量の将来予測

都道府県名	単位	1998年度	2003年度	2008年度	2013年度	2018年度
S県	t/年	1,980,125	2,130,505	2,339,650	—	—
N県	t/年	538,248	606,100	660,955	707,028	806,641
T県	t/日	1,512.1	1,580～ 1,267	1,640～ 1,189	1,649～ 1,196	1,644～ 1,193
W県	t/年	323,532	270,109	267,704	NA	254,821

注1)：S県については1997年度、2002年度、および2007年度のデータである。

2)：N県の最終目標年度は2019年度である。

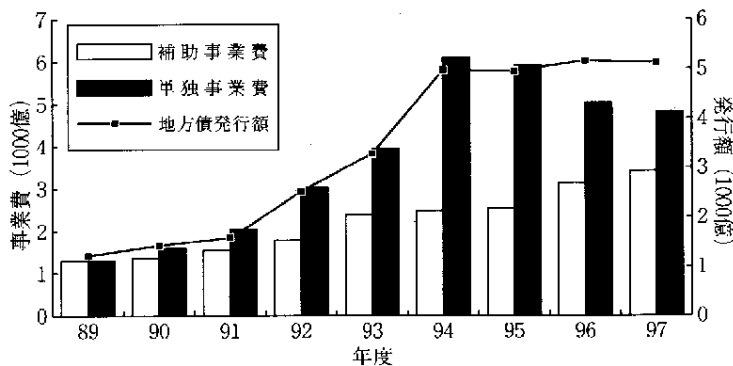
出所：各都道府県の広域化計画より作成。

成されてきたことはすでに述べた。他方で今回の広域化計画では、処理責任を担う市町村のごみ処理基本計画で示されているごみ排出量の将来推計値に基づいて、統合後の新たな施設規模を設定している。では、そこにはどのような推計値の傾向がみられるのであろうか。

第1表では、焼却施設の統廃合が広域化計画の最重要課題であることに鑑みて、都道府県単位でみた場合の焼却量にかんする推計値をいくつか示している。これをみるとタイプとしては、増加率の増減という程度の違いはあるがS県やN県のように将来において焼却量が増大すると見込んでいるところ、T県のように1人1日あたりのごみ排出量が現状維持の場合と県が掲げる減量化やリサイクル政策が進展した場合とに分けて焼却量の増減を見込んでいるところ、焼却量が現状維持で推移するとしているところ、そしてW県のように近年における人口減や減量化およびリサイクル政策の進展を反映させるかたちで、焼却量の減少を見込んでいるところの4つに分けることができる。そして、策定された広域化計画のなかでは、焼却量が増大すると推計しているタイプのものが依然として多いのである。

ごみの焼却量が増えるのであれば、これまでよりも大きい規模の焼却施設を建設することによって、規模の経済を実現することができる。しかし、もし焼却量自体が減少するのであれば規模の経済は実現できず、また集約化によって

第1図 補助事業費と単独事業費の比較



出所：地方財政調査研究会編『地方財政統計年報』各年度版より作成。

規模を大きくしようとする、収集運搬において経費が増大してしまう。このことから、焼却施設から得られる規模の経済をより大きくするためには、焼却量の増大は不可欠な前提条件なのであり、今回の広域化計画でもこの条件を満たそうとする都道府県が多いのである。その一方で、焼却量が減少することを予想しているW県では、かろうじて100tを基準として広域ブロックを設定している。またこの県では広域市町村圏組合も多く、組合の分裂はなるべく避けるように指示されているために、100t未満でも1つのブロックとして設定されているところもある。

第3の類似点は、廃棄物処理にかんする財政措置である。その特徴として、国庫補助金や地方交付税にみられる超過負担問題や建設費を重視した措置内容はこれまでも指摘されてきたが、近年とくに注目すべきは以下のことである⁶⁾。

それは第1図に示すように、ごみ処理施設の建設事業費に充てられる地方債の発行額が、近年とくに大きくなっていることである。この傾向が現われた

6) 以下で説明する1990年代以前の廃棄物財政の特徴については寄本 [1974]、寄本 [1982] や岩崎 [1985] を参照。

背景としては、日米貿易摩擦を解消するために政府が公共投資による内需拡大政策を打ち出したことに求められる。それを具体化した公共投資基本計画では、生活関連の社会資本整備については地方自治体の果たす役割が大きいとして、地方自治体による公共事業の積極的な実施を期待していた。そして折しも、この計画の初年度にあたる1991年度からは、それまでのバブル経済に踊っていた日本経済が陰りを見せはじめ、国庫補助金の原資となる税収についても、それまでの伸びがあまり期待できなくなってきた時期でもあった。

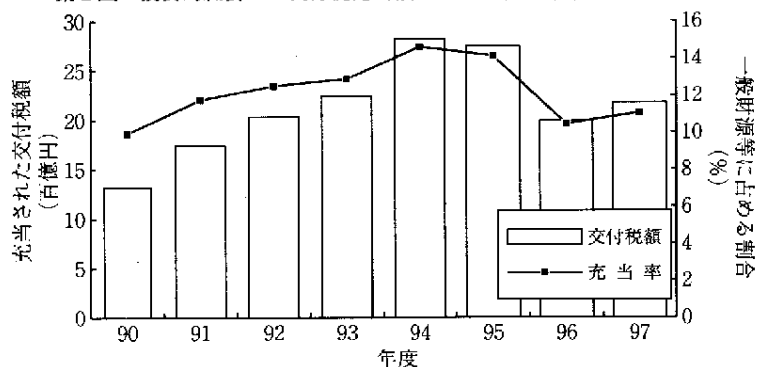
このような事態をうけて、政府は補助金を交付しない地方単独事業の拡大をはかるために、地方債の発行許可枠を増やしたのである。さらに、以上のような公共事業をめぐる全体的な動きにくわえて、廃棄物処理施設をめぐる別途異なる要因が、上記した財源構成の特徴をもたらしした。それは、廃棄物処理法の制定後に建設された焼却炉の更新が1990年前後から増えたこと、および国の財政危機をうけて1993年度から1997年度まで国庫補助金が定率制から定額制へと変更される一方で、地方債の発行許可枠が拡充されたことである⁷⁾。これらの結果、第1図にみるようにこの期間を通じて単独事業の占める部分が大きくなり、それにもともなって地方債の発行額も急増したのである。

また、地方債の発行増加にともなう地方自治体の財政負担を軽減させるために、地方債の元利償還部分の一部を交付税によって措置する政策が拡充された。データの制約のために、し尿をふくめた清掃費全体の値ではあるが、地方交付税のうち建設投資への財政措置として充当された額と、それが地方交付税と地方税を合わせた額に占める割合を第2図にしめしている。この図から、第1図において地方債の発行額が増大した時期と交付税額の増加したそれが一致していることがわかる。

一方、今回の広域化計画に関連した財政措置では、次の相違点のところで述べるように、広域化を誘導するような措置内容が採られており、これらの措置

7) 国庫補助金の定率制から定額制への移行やその背景の具体的な説明については、務台 [1993] や肥後 [1994] を参照。

第2図 投資的経費への交付税充当額とその一般財源等に占める割合



注:「一般財源等」とは地方税に地方交付税を加えたものである。

出所:第1図と同じ。

を利用する自治体が多くなると、地方債の発行額についてはこれまでよりも減少することが予想される。だが誘導措置の1つとして、1998年度と1999年度には広域化計画に従った100t未満の新設の単独事業にたいして、地方債の発行額が10%、交付税による元利償還措置が20%それぞれ割増しされており、ここでも補助金の代替財源として地方債の拡充と交付税による措置が実施されたのである⁸⁾。

3 広域化計画の特徴——これまでの広域処理との相違点から——

ここでは、これまでの一部事務組合による広域処理との相違点から、ダイオキシン対策を中心的な課題として策定された広域化計画にかんする特徴を検討する。

第1の相違点は、広域処理がトップダウンでかつ画一的に計画されているこ

8) なお2000年度からは、広域化計画で区分けされたブロックのなかで、諸事情により100t未満の施設規模となっているところにも補助金が交付される。また1995年度の新規着工事業からは、従来行われていた交付税の事業費補正部分のうち、その多くが元利償還措置100%の財源対策債によってかわることになった。これらの変化について詳しくは、『地方交付税制度解説(補正係数/基準財政収支額篇)』地方財務協会、各年度版を参照。

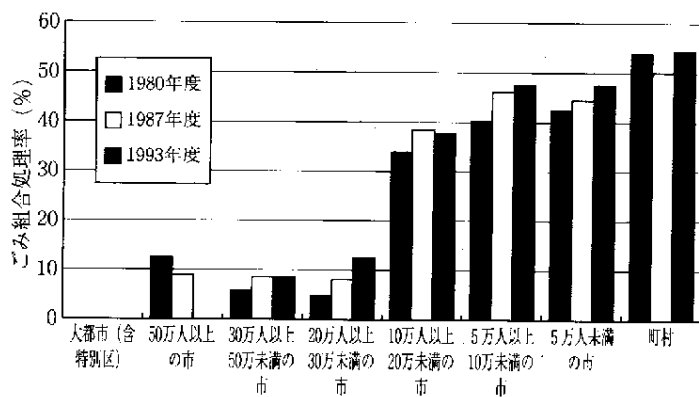
とである。組合による広域処理では、廃棄物処理法において処理責任が市町村に求められていることを反映して、広域化の範囲は構成市町村の合意のもとで決められたところが多い。ところが広域化計画は、各自治体や組合の政策担当者との話し合いがなされたとは言えども、計画の策定主体である都道府県を介して、厚生省側からのトップダウン的な処理ブロックの設定であるように見受けられる。また、対策の基準値と経済性の観点から求めた技術内容に基づいて、最低でも100t以上の焼却施設の運転が可能となるように処理ブロックの範囲を設定したところに、広域化計画がもつ画一的な特徴が見られる。

ところでこれまでの組合による広域処理のなかでも、処理ブロックを計画的に設定したところがある。それらは、1970年に自治省によって打ち出された広域市町村圏計画に基づいて形成された一部事務組合である。この計画では、ブロックの範囲については都道府県が設定し、地域開発計画やごみ処理施設などの整備計画の策定とそれらの実施は、ブロックごとに設置される協議会や一部事務組合が担った。だが、とくに議会を持たないなど、運営組織として脆弱であった協議会によって広域市町村圏計画が策定されたブロックでは、1つのブロックのなかで異なる複数の一部事務組合によって広域処理が行われた。

今回の広域化計画は、各市町村のごみ処理基本計画に基づいて、広域化を実施する時点での処理施設の規模を現時点で推定している都道府県が多いこと、そして以下で述べるように、ごみ処理の広域化を誘導する財政措置が拡充されていることに大きな違いはあるが、所轄が異なるということで広域市町村圏計画の下で行われてきた広域処理にかんする成果や問題点を十分に検討せずに、広域化計画を策定した都道府県が多いことは問題である。

第2の相違点は、広域化の範囲の違いである。第3図にみるように、人口規模が大きい市レベルでは町村レベルと比べると、組合による広域処理はあまり行われて来なかった。これらの自治体では、人口規模が大きいかつ事業活動も活発であったことを受けて、ごみ処理に必要な財源がある程度確保できたからである。さらに、東京ごみ戦争から生まれた経験則としての自区内処理原則も、

第3図 人口規模と組合処理率



注:「ごみ組合処理率」とは、市町村処理量と自家処理量および組合処理量に占める最後の割合のことを言う。

出所:「廃棄物処理事業実態調査統計資料(一般廃棄物)」各年度版より作成。

これらの自治体が単独処理を行うに至った背景としてあったであろう⁹⁾。では、ごみの広域処理を行っている一部事務組合は、どのような市町村によって構成されているのであろうか。

財政力からみた筆者の分類では、おもに都市部とその近郊において財政力指数が高い自治体間で構成されている「都市型組合」、おもに都市部とその近郊で財政力指数が高い自治体とその値が低い周辺自治体で構成されている「広域型組合」、そして農村部を中心として財政力が低い自治体間で形成されている「地方型組合」の3つが存在する。そして、これらのなかで大きな割合をしめるのが地方型組合であり、その次に広域型組合、一番少ないのが大都市圏を中心にみられる都市型組合であるが、このような順序となった理由は上記したように、人口規模が大きく財政力が高い市レベルの自治体が単独処理を行っているためである。

9) 財団法人日本都市センター [1998] には区内処理原則に関連した質問もあるが、そこでは市レベルの都市自治体の約3分の2が、何らかの条件を付けての「区域内処理」を好ましい処理システムとして選択しており、この割合は「効率的で経済性の高い方法を選択する」よりも上回っている。

一方、都道府県の広域化計画では新ガイドラインの内容をうけて、そのほとんどが100t以上を基準とした処理ブロックの区分けを行っている。だが、これまでの組合の広域処理のなかで多く存在する、地方型組合における焼却炉の規模では、構成する市町村数が相当数にのぼらない限り上記の基準には至らない。そこで計画では、このような組合については単独処理を実施している周辺自治体や他の広域処理をおこなっている組合との更なる広域化をめざしている。よって今回の広域化計画では、これまで単独処理をおこなっていた自治体もその多くが広域処理の構成市町村に編入されており、その結果として、組合による広域処理よりもさらに規模の大きな処理ブロックを設定しているところが数多くみられる。

第3の相違点として、これまでの組合による広域処理では、焼却と埋立がその事業内容のほとんどであったが、広域化計画では厚生省の通達内容をうけて、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの推進も大きな課題となっていることが挙げられる。サーマルリサイクルについては、組合の広域処理においても都市型組合や広域型組合を中心に行われてきたが、そこではボイラー熱の利用が主であった。だが、新ガイドラインではごみ発電の推進も目標にしており、またその経済効率性を考えると、広域ブロックが保有する焼却施設は300t以上が望ましいとしている。

ところで、マテリアルリサイクルが組合による広域処理であまり取り組まれてこなかったのは、焼却と埋立がこれまでの廃棄物政策の中心的な内容だったこともあるが、これにくわえてリサイクルをめぐる市場性とそれを担保する運営システムの問題、および組合がおこなう処理内容という2つの理由が存在するからであると筆者は考える。

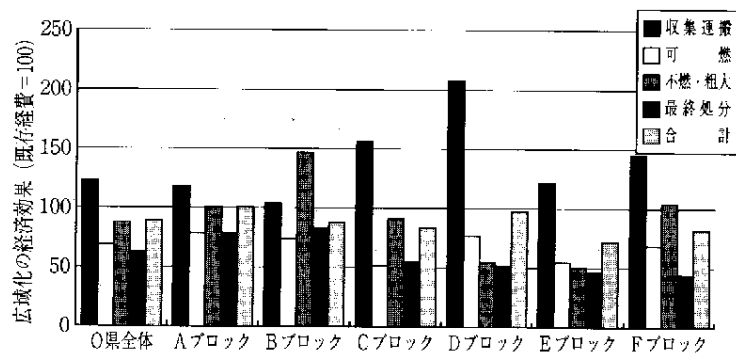
リサイクルの市場性を向上させる条件は、植田 [1992] が指摘しているように、リサイクル技術とリサイクル製品への需要が存在する状況のなかで、有用な属性をもつリサイクル原料が大量に得られることである。ところが、後者2つの必要条件をめぐって特に家庭系ごみについては、各世帯のライフスタイル

やごみ問題に対する関心の違いを反映して排出形態に違いが起りやすく、またごみの量も事業系ごみや産業廃棄物にくらべて少ないために市場性を満たすことが難しい。このような状況もとで市場性を高めるためには、徹底した分別排出ならびに収集が可能となるシステムを構築することが求められる。家庭系ごみでは、住民がこのシステムを支える主体として果たす役割は大きく、それと同時にごみ処理の責任主体である自治体との協力関係がシステムを円滑に運営するために不可欠であることは、資源ごみ回収における沼津方式以来のリサイクル活動から見い出された経験則と言える。

ところが、1つの自治体の行政範囲を超えた広域行政レベルで、このように住民との密接な協力関係を必要とする行政サービスを行うことは、他の自治体の地域住民との問題関心の違いや政策内容に対する意向の不一致により、自治体単独よりも難しくなる。また、これまでの日本のごみ減量化やリサイクル政策では市町村が中心的な役割を担ってきており、さらにこれらは焼却や埋立とくらべてその内容や成果に地域特性が反映されやすく、政策内容の一致をめぐる取引費用がより大きくなるために、これまでの広域処理ではマテリアルリサイクルがあまり行われなかったのである。

もう1つの理由は、分別収集を担う収集運搬過程そのものが、広域処理の対象ではあまりなかったことを挙げることができる。筆者が行ったいくつかの組合へのヒアリングではその理由として、処理サービスのなかで地域住民と最も近い関係にあり、また焼却施設や処分場の周辺地以外の多くの住民にとっては唯一、処理過程のなかで日常的に垣間見れる収集運搬は、苦情対応との関係もふくめて市町村が担ったほうがよいという意見を数多く聞いた。また、広域化計画のなかで試算されている、広域化によるごみ処理経費への影響については、第4図にみるように、収集運搬については焼却などの中間処理や最終処分とは異なり、経費の増大が予想されている。このような広域化による収集運搬費の増大を懸念して収集運搬をおこなう組合は少なく、またおこなう組合についても民間委託される場合が多いのが現状である。だが計画では、広域化の進展に

第4図 O県における広域化の経済効果



出所：O県ごみ処理広域化計画より作成。

よってマテリアルリサイクルを推進することが可能になる場合があるとしている。この理由を各都道府県が策定した計画のなかから探ると、代表的なものとして次の3つがある。

その1つは、先程述べたリサイクルの市場性を向上させる条件の1つである、大量収集の観点から広域化が望ましいとするものである。次に、広域化によってそれまでリサイクル活動があまり活発ではなかった自治体や組合が、それらの活動を熱心に行っている広域ブロックを形成する他の市町村や組合に影響されるとするものである。最後は、広域化によって求められる分別収集の統一化をつうじて、それまで粗大ごみとして回収していたものを資源ごみとして分類しなおし、これによって資源回収を徹底させリサイクルを進めるというものである。これらの問題点については次稿で言及する。

そして最後の相違点は、広域化を積極的に誘導する財政措置が採られたことである。これまでの組合による広域処理では、広域行政圏（広域市町村圏）として形成されたブロックで処理事業がなされる場合に限って、通常より5%だけ地方債の充当率を高上げることが主な措置内容であった。したがって、これらの広域行政圏の範囲とは異なるかたちで広域処理を行っているところは、単独処理と同じ財政措置内容であった。一方の広域化計画では、策定された広

域ブロック単位で処理事業を行わないことに対して罰則規定はないが、広域化を強力に誘導するような措置が採り入れられている。

具体的には、まず1998年度から原則として100t以上の焼却施設のみに対して、定率制の国庫補助金の交付が復活し、また類似点で言及したように、100t未満の新設の単独事業のなかでも広域化計画に従った内容のものであれば、地方債の発行額と交付税による元利償還措置をそれぞれ割増しする措置が採られた。1999年度には、地方債が充当されない地方負担部分の15%にたいして50%の特別交付税措置がなされた。さらに同年度には、補助事業に該当する100t以上の新設やダイオキシン対策および高度排水処理対策をおこなう改造施設にたいして、1991年度より対象外とされていた建屋についても2000年度まで国庫補助の対象にした。その一方で、計画を遵守しない自治体に対しては単独事業扱いで、なおかつそこでは地方債の充当率も10%低く設定されており、当然のことながらその分だけ、地方自治体の負担する部分が増えてしまうのである。

参考文献

- 伊藤 康 [1992] 「環境規制と技術進歩——1960年代以降の硫黄酸化物対策に関する日本の経験——」『一橋研究』47-69ページ。
- 岩崎恭典 [1985] 「清掃財政の現状と課題」(山本耕平編『現代のごみ問題(経済編)』中央法規) 110-129ページ。
- 植田和弘 [1992] 『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣。
- 岡 敏弘 [1997] 「環境政策手段の経済理論」(植田和弘・岡 敏弘・新澤秀則編『環境政策の経済学』日本評論社) 第1章、15-32ページ。
- 財団法人日本都市センター [1998] 『都市と廃棄物管理に関する調査研究報告——廃棄物に関する都市政策研究会平成9年度報告——』全国市長会。
- 酒井伸一 [1998] 『ダイオキシン類のはなし』日刊工業新聞社。
- 柴田徳衛 [1981] 『日本の都市政策』新版、有斐閣。
- 神野直彦・金子 勝編 [1998] 『地方に税源を』東洋経済新報社。
- 田中 勝 [1999] 「これからのごみ処理技術——研究開発の戦略——」『都市問題研究』都市問題研究会、第51巻第1号、16-29ページ。

- 東京都清掃局ごみ減量総合対策室 [1995] 『東京ごみ白書』東京都政策報道室都民の
声部情報公開課。
- 中西準子 [1992] 「技術屋の環境政策異論2——『環境』にかかる費用」『世界』岩
波書店, 1992年8月号, 350-359ページ。
- 新澤秀則 [1997] 「環境補助金」(植田和弘・岡 敏弘・新澤秀則編『環境政策の経
済学』日本評論社) 第9章, 191-202ページ。
- 廃棄物法制研究会 [1999] 『廃棄物処理法の解説』日本環境衛生センター。
- 浜本光紹 [1998] 「日本における公害防止のための公共政策に関する一考察——硫黄
酸化物・窒素酸化物対策を事例として——」『調査と研究』第15号, 43-54ページ。
- 肥後和夫 [1994] 「廃棄物処理の財政的視点」『明海大学経済学論集』第6巻第1号,
51-80ページ。
- 平岡正勝 [1997] 「廃棄物処理におけるダイオキシン対策をめぐる最近の動向」『廃
棄物学会誌』Vol. 8, No. 4, 265-278ページ。
- 古市 徹・瀬尾 潔・金井 宏 [1998] 「廃棄物計画からみた広域化の課題」『都市
清掃』全国都市清掃会議, 第51巻第224号, 45-51ページ。
- 宮本憲一 [1976] 『社会資本論』改訂版, 有斐閣。
- 務台俊介 [1993] 「ごみ処理施設等整備事業に係る国庫補助制度の見直しと地方財政
措置等について」『地方財政』地方財務協会, 1993年8号, 174-197ページ。
- 八木信一 [1999-2000] 「廃棄物広域処理の経済性と財政構造(1)~(3)」『経済論叢』第
164巻第3号, 第165巻第5・6号, 第166巻第1号。
- 寄本勝美 [1974] 『ゴミ戦争 地方自治の苦悩と実験』日本経済新聞社。
- [1982] 「ごみ処理事業の財政分析」(寄本勝美編『現代のごみ問題 (行政
編)』中央法規) 23-41ページ。
- Bohm, P. and Russell, C. S. [1985] "Comparative Analysis of Alternative Policy
Instruments" in *Handbook of Natural Resource and Energy Economics*, Vol. I,
eds. by Kneese, A. V. and Sweeney, J. L., pp. 395-460.
- Buchanan, J. M. and Wagner, R. E. [1985] *Democracy in Deficit*, Academic Press,
New York. (深沢 実・菊池 威訳 [1984] 『赤字財政の政治経済学』文真堂)。
- Freeman, A. M. [1980] "Technology-Based Effluent Standards: The U. S. Case,"
Water Resources Research, Vol. 16, No. 1, pp. 21-27.
- Goodstein, E. S. [1999] *Economics and the Environment*, 2nd edition, Prentice-Hall,
Inc., New Jersey.